

宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条ただし書の規定により管理者を置かないとした場合にあっては、その権限を行う市長）をいう。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第3条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表する個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)の規定により設置された宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(宗像市個人情報保護条例及び宗像市特定個人情報保護条例の廃止)

第2条 宗像市個人情報保護条例（平成16年宗像市条例第12号。以下「旧個人情報保護条例」という。）及び宗像市特定個人情報保護条例（平成27年宗像市条例第41号。以下「旧特定個人情報保護条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧個人情報保護条例第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事していた者

2 次に掲げる者に係る旧特定個人情報保護条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧特定個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧特定個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

3 前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第15条、第22条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行の日前に旧特定個人情報保護条例第13条、第24条又は第31条の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例に規定する保有特定

個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 第1項第1号及び第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第6号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき又は第1項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第6号アに準じて作成したものを前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（宗像市附属機関設置条例の一部改正）

第4条 宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の項を次のように改める。

宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	(1) 情報公開制度の運営に関する調査審議にすること。 (2) 宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宗像市条例第21号）第9条の規定による諮問に応じ、答申すること及び個人情報保護制度の運営に関する事項について建議すること。
-----------------------	---

（宗像市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第5条 宗像市個人番号の利用に関する条例（平成27年宗像市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宗像市個人情報保護条例（平成16年宗像市条例第12号）第2条第1号」を「宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宗像市条例第21号）第2条第2項」に改める。

（宗像市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第6条 宗像市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年宗像市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、「条例の」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項

第2条第3号を削る。

第8条第1項中「、宗像市個人情報保護条例第30条第5項又は宗像市特定個人情報保護条例第38条第1項」を削り、「実施関を」を「実施機関（宗像市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）及び個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宗像市条例第21号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。）を」に、「、保有個人情報又は保有特定個人情報」を「（宗像市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。）又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）」に改める。